

編集・発行／品川区地域振興部商業・ものづくり課

1月・3月・5月・8月・10月発行

しながわ
No.215

産業ニュース

Shinagawa Industrial News



2023年(令和5年) 5月 | 〒141-0033 品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

「しながわ新規事業創出(事業共創)プログラム2023」 募集のご案内

「しながわ新規事業創出(事業共創)プログラム」とは、品川区内のものづくり企業と全国のスタートアップとの協業を支援するプログラムです。

本プログラムでは、品川区のものづくり企業の優れた技術や製品などの経営資源と全国のスタートアップ企業の革新的な技術やアイデアの融合により、品川区内のものづくり企業の新規事業の創出や課題解決を支援します。

募集企業	区内に1年以上主な事業所を置く中小製造業事業者(みなし大企業を除く)
募集期間	令和5年5月26日まで

詳細は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/shinagawabrand/2285.html>

問い合わせ 商業・ものづくり課産業連携推進係 TEL:03-5498-6351 FAX:03-5498-6338



全業種可!

DX実践リーダー研修

グループで進めるワークショップを体験しながら、DX推進の始め方が学べる実践型研修

デジタル化による業務改善をテーマに、アイデア出しのワークショップを体験しながら、DXの実践方法を学ぶ講座です。これからDX推進を担当する方、担当しているがうまくいかない・何から手をつければよいかわからない方は、ぜひご参加ください!

DAY1

- DX推進における障害や課題と効果的な推進のメソッドを講義
- 演習テーマに対し、自ら「問い」を作り出すワークをすることで、観点出しの手法を学ぶ
- 演習テーマについての「ありたい姿」を、生成型AIを活用し、考える

DAY2

- 「ありたい姿」と現状の課題を繋ぎ、解決策を考える
- 考えた解決策を具体的なサービスアイデアにまとめる
- フォーマットにそって、DX推進のネクストステップを考える

学べる内容

- DXにおいてソリューションからのアプローチだけでなく、「ありたい姿」から課題にアプローチすることの重要性を学ぶ
- 潜在する課題の探求、課題の自分ごと化の重要性を学ぶ

対象者	区内中小企業の経営者もしくは区内中小企業に勤める従業員で、DXを推進する立場にあるマネージャー層の方	費用	無料
		定員	25名(1社から複数のお申込みも可能です。)
日程	令和5年7月4日(火)・5日(水) 両日とも午後1時～5時 ※連続講座のため、両日とも参加可能な方がお申込みください。	申込締切	令和5年6月29日(木)午後5時 ※先着順のため、定員に達した時点で応募を締め切ります。
		申込方法	下記URLからお申込みください。 https://shinagawa-dx-digital.com/event_list/dx-leader/
開催方法 会場	リアル開催 品川産業支援交流施設 SHIP 4階多目的室 (品川区北品川5-5-15大崎ブライトコア4階)		

問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

対面開催

第1回外国人採用・定着セミナー

～会社を成長させるこれからの人材活用法～
ゼロからわかる「成功する外国人雇用」セミナー

品川区にある中小企業の経営者・人事担当者などを対象に、外国人採用・受入れに関する知識を習得するためのセミナーを開催します。

実施回数	5回 ※各回の具体的な内容・申込方法などの詳細は、ホームページ(品川区中小企業支援サイト)、メルマガなどでお知らせします。		
日時	第1回:6月14日(水) 午後3時～5時		
内容	外国人材を受け入れる際のルールや手続き、受け入れ態勢づくりのポイントなど、これから外国人材の雇用を本格化させたいと考えている企業の不安や疑問を解消します。外国人雇用に関して、何をしたらよいかわからないという方でも、基本的な知識が学べます。		
講師	千葉 祐大(一般社団法人キャリアマネジメント研究所代表理事)		
会場	品川区立中小企業センター2階 中講習室(品川区西品川1-28-3) ※本講座は対面開催です。		
対象	区内企業の経営者、人事担当者	定員	20名(先着順)
申し込み	品川区中小企業支援サイト(https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/)からお申し込みください(先着順、無料) ※申込開始は5月中旬頃を予定しています。		

問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係
TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

品川区中小企業支援サイト
申し込みはこちら▶



ものづくり・IT商談会開催のお知らせ

都心のものづくり企業等の交流を深め、新たなネットワークを構築し企業活力を増進するため、中小製造業事業者、情報通信業事業者の方を対象とした商談会を開催します。

対象者	①発注企業：中小製造業および中小通信業事業者に発注したい事業者 ②受注企業：品川区もしくは下記の共催自治体に事業所を置く中小製造業事業者および中小情報通信業事業者 品川区および共催自治体(目黒区・板橋区・江戸川区・荒川区・足立区・さいたま市・高知県)
日時	令和5年11月14日(火)午後1時～5時
会場	品川産業支援交流施設 SHIP 3階大崎ブライトコアホール(品川区北品川5-5-15) ※大崎駅新東口から徒歩5分
参加費	発注企業および受注企業ともに無料
内容	1回20分程度の対面での商談を最大6回実施
募集開始	発注企業：令和5年5月下旬予定 受注企業：令和5年5月下旬予定

問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係
TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

助成金のお知らせ

新規事業展開支援助成

品川区内の中小事業者の市場進出等を目的とした前向きな事業展開に係る設備投資等の費用の一部を助成します。



中小事業者が新規事業展開を行うにあたっての進め方や注意点、分析方法などについて、品川区商工相談員(中小企業診断士)による短時間の解説動画を公開しています。



助成額	製造業 最大200万円、その他の業種 最大100万円(対象経費の2/3) ※申請者は、品川区が実施する中小企業診断士との個人面談を受けていただくことが応募要件となります。 ※本助成金交付決定前に着手した経費は対象外となります。
助成経費	新規事業に必要な下記の経費が対象となります。 ①機械装置およびソフトウェアの購入費および設置費等 ②内装工事費 ③外注費 ④原材料 ※令和6年2月29日までに納入・設置が完了する事業(単純な業務改善・単なる設備投資は対象外です。)
助成対象事業	下記の条件がすべて当てはまる事業であること。 ①新規市場への参入のための事業であること。②新規顧客獲得のための事業であること。③新規事業に必要な設備導入を伴う事業であること。④助成事業終了後、半年以内に市場導入できる事業であること。
募集期間	令和5年5月8日から令和5年7月31日まで(先着順) ※審査は書類審査、実地審査があります。 ※事前相談の申し込み期限は令和5年7月14日までとなります。

「新規事業に取組む前に」

講師:品川区商工相談員 善福 大



中小事業者が新規事業展開するための土台となる自社分析方法や新規事業の方向性の策定方法について分析ツールや事例を用いて解説します。

「新規事業展開支援助成の申請にあたってのポイント」

事業計画書の作成における注意事項や、新規事業展開支援助成に採択となるうえでの必須要件(助成金の目的や審査の観点)について解説します。

「中小企業の新規事業展開基礎編(製造業向け)」

講師:品川区商工相談員 石橋 英雄



中小製造業が取り組む新規事業展開の方法を事例を用いてわかりやすく解説します。損失リスクを抑えて取り組むためのポイントを説明しています。

問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

事業PR・販売促進支援助成

品川区内中小事業者が新たな事業展開や事業強化を図るために行う前向きな事業PRおよび販売促進に資する経費の一部を助成します。

助成額	上限20万円(対象経費の3分の2)
対象経費	①広告宣伝費(例:チラシ、DM、カタログの外注や発送経費、雑誌、ネット等の広告掲載費、ホームページ作成およびPR動画制作に伴う委託費等) ②販売促進費(例:広報や宣伝の為に購入した販促用ノベルティ等) ※助成金交付は審査のうえ、決定します。
募集期間	令和5年5月8日(月)~令和5年8月31日(木)午後5時必着
対象事業	①申請事業者が、新たな事業展開や事業強化のために実施する事業PRおよび販売促進を目的とする事業。 ②令和5年4月1日以後取り組む事業で原則、令和6年2月29日までに支払い、導入が完了する事業。 ③申請事業者が主体的に行う事業であること。 ④申請事業者の製品やサービスの周知であること。

※予算に達した時点で募集を締め切る場合がございます。
※申請事業者以外の製品やサービスの周知を含んだ事業は対象外。
※詳細は中小企業支援サイトに募集要項がありますので、ご申請の際は必ずご覧ください。
※申請の際は、原則オンライン申請をお願いしております。
(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp>)

問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係
TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

産学連携開発支援

大学などと連携して製品開発のための共同研究などを実施する際の、委託契約などに係る費用の一部を助成します。

対象	区内に1年以上主な事業所を置く中小製造業・中小情報通信業事業者(みなし大企業を除く)
助成額	最大100万円(対象経費の2/3)
対象経費	令和5年度中に共同研究などのため大学などの産学連携窓口と契約締結し、支払った費用
申請期間	令和5年5月8日(月)から令和6年2月29日(木)まで(先着順) ※予算枠の範囲内で助成し、募集については予算がなくなり次第、終了となります。

問い合わせ 商業・ものづくり課産業連携推進係
TEL:03-5498-6351 FAX:03-5498-6338

都立産業技術研究センター利用料等助成

東京都立産業技術研究センター(産技研)、または産業技術総合研究所(産総研)が提供する依頼試験や機器利用をはじめとする、各種サービスの利用料の一部を助成します。更なる製品・技術開発にお役立てください。

対象	区内に1年以上主な事業所を置く中小製造業・中小情報通信業事業者(みなし大企業を除く)
助成額	最大10万円(対象経費の2/3) ※千円未満切捨て
助成対象	産技研または産総研が提供する実地技術支援・依頼試験・機器利用といった各種サービスに係る利用料 ※令和5年度中に利用し、支払が完了する経費が対象です
申請期間	令和5年5月8日(月)から令和6年2月29日(木)まで(先着順)

問い合わせ 商業・ものづくり課産業連携推進係
TEL:03-5498-6351 FAX:03-5498-6338

新製品・新技術開発促進助成

新製品・新技術開発に必要な経費を審査のうえ助成します。

助成額	最大250万円(対象経費の2/3)	申請期限	令和5年6月16日(金)※必着
対象	区内で1年以上継続して事業を営む計画のある中小製造業事業者		
対象事業	次のような新製品・新技術開発で、令和6年3月までに開発が完了する事業 ①製品の開発 ②機械器具または装置の高性能化・自動化技術の開発 ③生産・加工・処理のための新技術の開発		

※令和5年度の経費が対象となります。
※開発経費等を負担しない受託開発は対象外となります。
※申請書類・面接等総合的な審査のうえ、助成企業および助成額を決定します。

問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

ソフトウェア開発促進助成

ソフトウェア開発に要する費用の一部を審査のうえ助成します。

助成額	最大100万円(対象経費の2/3)
対象	区内で1年以上継続して事業を営む計画のある中小製造業・中小情報サービス業事業者
対象事業	各種のシステムソフト、アプリケーションソフト、組み込みソフトの開発など(ゲームソフトの開発は除く)
申請期限	令和5年5月15日(月)~7月14日(金)
対象事業	令和6年3月までに開発が完了するものに限りです。

※令和5年4月から令和6年3月までの経費が対象となります。
※開発経費等を負担しない受託開発やゲームソフトの開発等は対象外となります。
※申請書類・面接審査等により助成企業および助成額を決定します。

問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係
TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

商店街支援係からのお知らせ

商店街街路灯の電気料金等の助成

商店街の街路灯がまちの防犯に資することから、電気料金等の一部を助成しています。助成対象期間は令和4年4月~令和5年3月までに支払われたもので、下記基準額が上限となります。

- 装飾灯……………1本あたり:13,440円
- アーチ……………1基あたり:26,880円
- アーケード内電灯……1本あたり:3,000円

申請開始は5月下旬頃からの予定で、申請のご案内を該当商店街様あてに送付します。

問い合わせ 商業・ものづくり課商店街支援係
TEL:03-5498-6332

プレミアム付区内共通商品券発行事業の助成

10%のプレミアムが付いた区内共通商品券(発行総額4億4,000万円分)の申込は、4月25日(火)をもって終了しました。申込いただいた方への購入はがき発送は5月10日(水)、販売は5月19日(金)~6月1日(木)です。

販売期間終了後、一定数売れ残りがあった場合は、二次販売を行います。実施する場合は6月21日(水)発行の「広報しながわ」や、品川区商店街連合会ホームページ等で詳細をお知らせします。

区は10%のプレミアム分などの経費を助成しています。購入者の使用期限は9月30日(土)、お店の方の品川区商店街連合会への換金期限は10月末です。期限切れにご注意ください。

問い合わせ 品川区商店街連合会 TEL:03-5498-5931
<https://shoren.shinagawa.or.jp>



令和5年度
緊急資金

融資あっ旋制度のご案内

区内中小企業事業者が必要な事業資金を低利で借り受けできるよう、取扱金融機関に対し、区があっ旋します。ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症等の社会情勢を鑑み、緊急資金を実施しています。

新規

「物価高騰等総合支援資金」

- お申込み時点で、引き続き同一事業を1年以上営んでいる方が対象です。
- 資金用途として、運転資金のほか、設備資金も対象となります。
※原則、物価高騰等の対策に係る設備資金にのみご利用いただけます。
- 物価高騰等の影響を受けている方で、最近3ヶ月間の売上高もしくは売上総利益額の合計が、前年同期と比較し5%以上減少していることが条件です。

利率：3年間無利子、4年目以降0.2%以内 あっ旋限度額：1,000万円
信用保証料補助：区が全額負担 返済期間：7年以内(うち据置12か月)

申請受付期間：令和5年9月29日まで

※区が直接資金を貸し付けるものではありません。

※融資実行の可否については金融機関(および信用保証を利用する場合は東京信用保証協会)が審査のうえ判断しますので、ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

申込方法

- 来所いただく場合は事前予約制になります。
- ① オンライン予約(24時間予約受付が可能になりました)
<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>
※予約内容によってはお電話のみの受付となりますのでご注意ください。
- ② 電話予約(平日午前9時から午後5時まで)
TEL: 03-5498-6334

継続

「借換専用資金」

令和4年度実施した当該制度の受付期間を延長し、令和5年度も引き続き実施します。
※限度額は別枠ではないので、すでにご利用いただいている方はご注意ください。

- お申込み時点で、引き続き同一事業を1年以上営んでいる方が対象です。
- 資金用途は、原則借換のみ対象となります。
- 借換対象資金は、区制度融資の一部のみです。
例：小規模企業特別事業資金、事業運転資金、経営変化対策資金等

利率：3年間無利子、4年目以降0.2%以内 あっ旋限度額：3,000万円(かつ、借換する融資の当初実行額の合計額を限度とする) 信用保証料補助：なし 返済期間：10年以内(うち据置12か月)

申請受付期間：令和6年3月29日まで

- 郵送の場合は品川区商業・ものづくり課中小企業支援係まで必要書類一式を送付ください。
〒141-0033
品川区西品川1-28-3 中小企業センター2階
※一部の制度については、郵送での申請はできませんので、HP等にてご確認ください。



問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL: 03-5498-6334 FAX: 03-5498-6338

相談事業のお知らせ

スタートアップアドバイザー事業

急成長を目指すスタートアップ企業の課題に応じてアドバイザーによる個別相談を行います。

対象	区内に主な事業所を置く、創業後概ね10年未満のスタートアップ企業(みなし大企業は除く)
相談内容	事業計画のブラッシュアップ、資金調達、人材確保、販路開拓、法務・知的財産権など
利用方法	相談内容に応じて適任のアドバイザーを紹介します。まずは下記ホームページまでお問い合わせください。
支援回数	1年間5回まで(無料)
申請期限	令和6年2月29日(木)

※詳細は品川スタートアップナビをご覧ください。
(<https://shinagawa-ism.com/startupadvisor/>)



問い合わせ 商業・ものづくり課産業連携推進係
TEL: 03-5498-6351 FAX: 03-5498-6338

“人材アシストマネージャー派遣”

～御社が抱える人材面の課題解決を支援します～

区の商工相談員が「人材アシストマネージャー」として、人材不足や求人活動、社員定着などに悩みを抱える区内中小企業を訪問し、自社の魅力の打ち出し方や現状の求人活動の見直し・提案など適宜アドバイスを行います。
まずはお気軽にお問い合わせください。

ご支援例

- 求人広告の見直しアドバイス
- 社内研修プログラム作成支援
- 評価制度整備のサポート 等



問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係
TEL: 03-5498-6340 FAX: 03-5498-6338

ビジネス・カタリスト派遣事業

各分野の専門家等である「品川区ビジネス・カタリスト」が区内中小企業を訪問し、課題解決に向けた各種支援を行います。
※令和5年5月現在、企業実務経験者、各分野の専門家、大学・産技高専などの研究者・技術者など約120名がカタリストとして登録されています。

対象	区内に事業所を置く中小事業者(みなし大企業を除く)
相談内容	経営戦略、人材管理・育成、販路開拓・マーケティング、技術開発、生産管理、IT活用、法務・知的財産権 など
利用制限	最大10回まで(無料) ※相談内容・申請件数を考慮して予算の範囲内で区が利用回数を決定します。
利用方法	相談内容に応じて適任のカタリストを紹介します。まずはお問い合わせください。
募集期間	令和6年2月29日(木)まで
その他	事業の詳細、カタリストの略歴は下記ホームページに掲載しております。 http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/catalyst/index.html

問い合わせ 商業・ものづくり課産業連携推進係
TEL: 03-5498-6351 FAX: 03-5498-6338

技術指導・出張技術指導(産技高専)

東京都立産業技術高等専門学校(産技高専)との産学連携可能性の初期調査から、測定機・工作機械等の設備を活用した技術支援まで、企業が抱える技術的な課題の整理や解決、技術力向上のための指導・アドバイスを産技高専の教員が行います。

対象	区内に主な事業所を置く中小製造事業者
支援内容	①技術指導 産技高専の測定機・工作機械等の設備を活用した、技術的課題の整理、技術力向上を目的とした指導・助言 ②出張技術指導 産技高専教員の派遣による、現場での個々の企業に応じた指導・助言
利用制限	①②あわせて年間5回まで
費用	無料
募集期間	令和6年2月29日(木)まで

問い合わせ 商業・ものづくり課産業連携推進係
TEL: 03-5498-6351 FAX: 03-5498-6338

環境課からのお知らせ

太陽光発電システム・蓄電池システム設置助成事業

太陽光発電システム・蓄電池システムを設置する際に要する経費の一部を助成します(併用可能)

区民の方への助成

- ①太陽光発電システム助成額/1kWあたり3万円(上限9万円)
- ②蓄電池システム助成額/1kWhあたり1万円(上限5万円)

対象	次の全てにあてはまる方 ●機器設置工事が完了していること ●機器の設置日が令和5年4月1日以降であること ●区内在住で住民税を滞納していないこと ●工事対象住宅に居住していること ●工事対象住宅の所有者または賃借人であること(賃借人の場合は、所有者から工事などの承諾を得ていること) ●過去にこの制度に基づく同一システムの助成を受けていないこと
助成予定件数	35件(先着順)

中小企業者・社団法人・社会福祉法人等への助成

- ①太陽光発電システム助成額/1kWあたり3万円(上限15万円)
- ②蓄電池システム助成額/1kWhあたり1万円(上限5万円)

対象	次の全てにあてはまる事業者 ●機器設置工事が完了していること ●機器の設置日が令和5年4月1日以降であること ●法人事業税等を滞納していないこと ●機器を区内の事業所・事務所等に設置していること ●工事対象物件の所有者または賃借人であること(賃借人の場合は、所有者から工事などの承諾を得ていること) ●過去にこの制度に基づく同一システムの助成を受けていないこと
助成予定件数	5件(先着順)
申込方法	令和6年3月29日(金)(必着)までに、環境課で配布する申請書を同課環境管理係(本庁舎6階TEL:03-5742-6949 FAX:03-5742-6853)へ持参又は郵送してください。 ただし申し込みは先着順で、予算額に到達した時点で受付を終了します。 ※申込書は区ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ 環境課環境管理係 TEL:03-5742-6949 FAX:03-5742-6853

事業所用LED照明設置助成事業

事業所用LED照明設置費用の一部を助成します。(中小企業者・社団法人・社会福祉法人等への助成)

対象	次の全てにあてはまる事業者 ●未使用のLED照明を区内の事業所等に設置すること ●設置にあたり、区内に本社を有する施工業者を利用すること ●工事を伴うもので、設置費用が10万円以上であること(消費税を除く) ●中小企業基本法に定める中小企業者・社団法人・社会福祉法人等であること ●法人事業税等を滞納していないこと ●設置対象物件の所有者または賃借人(賃借人の場合は、所有者から設置などの承諾を得ていること) ●過去に、この制度に基づく助成を受けていないこと
助成額	設置費用の10%(上限30万円)
申込方法	令和6年3月29日(金)(必着)までに、環境課で配布する申請書を同課環境管理係(本庁舎6階TEL:03-5742-6949 FAX:03-5742-6853)へ持参又は郵送してください。 ただし申し込みは先着順で、予算額に到達した時点で受付を終了します。 ※申込書は区ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ 環境課環境管理係 TEL:03-5742-6949 FAX:03-5742-6853

らく〜る(微細ミスト設備)助成事業

微細ミスト設備をレンタルする際に要する経費の一部を助成します!

助成の要件	以下の要件を満たす設備が対象です。 ●移動式微細ミスト設備であること(微細:約10~40マイクロメートル) ●設置場所は、人が自由に出入りできる区内の施設または空間であること。 ●人が通行や休憩等をする際の暑さを緩和することを主な目的とするもの。 ●令和5年4月1日以降に新たに設置されたものであること。 ●レンタル期間のうち1/3以上の稼働があること。
助成額	対象経費の2分の1(上限6万円) ※他の制度と併用する場合は差額の2分の1
助成対象者	区内において助成対象機器を設置する法人もしくは個人事業主またはレンタル契約における借主
申込方法	令和6年3月29日(金)(必着)までに、環境課で配布する申請書を同課環境管理係(本庁舎6階TEL:03-5742-6949 FAX:03-5742-6853)へ持参又は郵送してください。 ただし申し込みは先着順で、予算額に到達した時点で受付を終了します。 ※詳細については、お問い合わせください。 ※申込書は区ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ 環境課環境管理係 TEL:03-5742-6949 FAX:03-5742-6853

低公害車買換え支援事業

「東京都環境保全資金」の利子補給等交付決定通知を受けた方に対して、上乗せで低公害車買換えを支援します。(利子補給・信用保証料補助)

対象	区内中小企業者・個人事業者で「東京都環境保全資金」の利子補給金等交付決定通知を受けた方
対象車	「東京都環境保全資金」融資対象車
利子補給額	利子と都利子補給金確定額との差額
信用保証料補助額	信用保証料と都信用保証料補助金確定額との差額
申込方法	令和6年3月29日(金)(必着)までに、環境課で配布する申請書と添付書類を同課環境管理係(本庁舎6階TEL:03-5742-6949 FAX:03-5742-6853)へ郵送か持参 ※予算額に到達した時点で受付を終了します。 ※申請書は区ホームページからダウンロードもできます。 ※詳しくは区ホームページをご覧ください。

問い合わせ 環境課環境管理係 TEL:03-5742-6949 FAX:03-5742-6853

土壌汚染について

特定有害物質を使用したことがある工場・指定作業場では、事業場の廃止や建て替え等を行う際に、土壌汚染調査を実施することが東京都環境確保条例により定められています。調査等のご相談につきましては下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※特定有害物質とは、東京都環境確保条例により定められた、人の健康に障害を及ぼす物質のうち、水質または土壌を汚染する原因となる26物質(鉛やベンゼン、トリクロロエチレンなど)です。

問い合わせ 環境課指導調査係
TEL:03-5742-6751 FAX:03-5742-6853

サマールックキャンペーン

区では省エネ・節電対策としてサマールックキャンペーンを令和5年5月1日(月)から10月31日(火)まで実施します。室温28℃を目安に適切な冷房を心掛け、体感温度に合わせて服装を調整しましょう。脱炭素社会の実現に向け、一人ひとりができることから取り組んでみませんか。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ 環境課環境推進係
TEL:03-5742-6755 FAX:03-5742-6853

エコアクション21認証取得助成事業

エコアクション21認証取得経費の一部を助成します。

助成額	経費合計額の2分の1 ①コンサルタントを利用しない場合:上限額15万円 ②コンサルタントを利用した場合:上限額20万円
助成対象	区内で事業を営み、法人事業税などを滞納していない、初めて認証を取得した中小企業2事業者(先着)
申込方法	令和6年3月29日(金)(必着)までに、環境課で配布する申請書に必要書類を添えて、同課環境管理係へ持参または郵送。 ※申し込みが予算額に到達した時点で、受け付けを終了します。 ※申込書は区ホームページからダウンロードできます。
問い合わせ	環境課環境管理係 (〒140-8715 品川区役所本庁舎6階 TEL:03-5742-6949 FAX:03-5742-6853)

問い合わせ 環境課環境管理係 TEL:03-5742-6949 FAX:03-5742-6853

アスベスト対策助成事業のご案内

アスベストの分析調査・除去工事費用を助成します。

建物などの分析調査費・除去工事費を助成します。

- ①アスベスト分析調査費
- ②アスベスト除去工事費

(※助成対象のアスベストであるかは事前にお問い合わせください)

対象者	区内の住宅・事務所・作業所・店舗・倉庫・駐車場などの所有者やマンションの管理組合など
助成額(上限額)	①分析調査費の10/10(上限5万円/棟)先着6件まで ②除去工事費の2/3(上限戸建て50万円、共同住宅100万円/棟)先着2件まで

石綿等使用状況調査

ご利用中の建物のアスベスト使用状況の目視調査を無料で実施します(先着4件まで)。

(確認可能な範囲のみ調査。分析は行いません。)

対象者	区内の住宅・事務所・作業所・店舗・倉庫・駐車場などの所有者・賃借人など
-----	-------------------------------------

問い合わせ 環境課指導調査係
TEL:03-5742-6751 FAX:03-5742-6853

令和5年度の中小企業支援策を使いましょう!

～今年の品川区と東京都の支援策がマルわかり!!～

品川区商業ものづくり課より令和5年度の中小企業支援策の中で、特に活用しやすい施策についてご説明いたします。講演の途中には、実際に支援策を活用している中小企業家同友会の会員企業や導入をサポートしている専門家から具体的な導入事例を交えたコメントを頂きます。

★ 自社において活用し切れていない様々な支援策を知り、活用している企業の実態を学ぶことで、自社の経営に活かすことができます。

タイムスケジュール

- 18:30 ～ 開会挨拶・講師紹介
- 18:35 ～ 第一部講演(品川区商業・ものづくり課)
- 19:25 ～ 第二部講演(活用企業及び専門家)
- 20:05 ～ 休憩・名刺交換
- 20:15 ～ グループ討論・グループ発表 ※参加者全員で講演内容について意見交換を行います。より多くの企業の事例や施策を聴くことができます。
- 20:45 ～ 総括・閉会挨拶



講師	<第一部>品川区商業・ものづくり課 ご担当者 <第二部>活用企業及び専門家		
主催	(一社)東京中小企業家同友会品川支部	共催	品川区
日時	6月19日(月) 18:30～21:00		
場所	品川区立中小企業センター 品川区西品川1-28-3		
会費	同友会会員、会員外ともに無料		
お問い合わせ先	(一社)東京中小企業家同友会事務局 品川支部担当:大瀧 電話:03-5829-8988 e-mail: ohtaki_yuhei@tokyo.doyu.jp		

月400円会費で お徳がイロイロ!

品川区勤労者共済会への入会のお勧め

区内の中小企業、商店などで働いているみなさまが会員になりますと月額1人400円でさまざまな特典があります。

どんな特典

東京ディズニーリゾートなどのチケットや利用券を割安で購入できます。観劇、コンサート、映画、展覧会、帝国ホテルや有名レストランの会食、都内共通入浴券など。また、結婚や出産、就学など祝金、入院時お見舞金などがあります。

会員になれる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 区内に事業所があり、従業員300人以下の会社、工場、商店等の事業主と従業員 ● 入会時に年齢70歳以下の方
入会費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 入会金:1人100円 ● 会費月額:1人400円

品川区勤労者共済会事務局

〒141-0033
西品川1-28-3 区立中小企業センター4F
TEL:03-3787-3044 FAX:03-3787-0520

詳細はホームページをご覧ください。
<https://www.shina-kyosai.jp/>

東京信用保証協会のご案内

東京信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業資金をお借入する際、保証人となることで資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

信用保証協会ご利用のメリット	保証制度のご案内
<ul style="list-style-type: none"> ● 無担保での利用が可能です。信用保証付融資の9割以上が無担保でのご利用です。 ● ニーズに応じた資金調達が可能です。協会独自の制度のほか、東京都・品川区の「制度融資」がご利用可能です。短期資金から最長20年の設備資金まで豊富なメニューをご用意しています。 ● さまざまな経営支援メニューのご利用が可能です。保証による金融支援のほか、経営に関するご相談、専門家派遣、ビジネスフェアや公開講座の開催など、経営支援も行っています。 	<ol style="list-style-type: none"> ① これから創業したい、創業して間もない方へ「創業保証」 ② 「売掛債権や棚卸資産」を活用し資金調達を行う方へ「流動資産担保融資保証(ABL)」 ③ 資金ニーズに合わせたお借入、ご返済を希望される方へ「当座貸越根保証」 ④ 資本市場からの資金調達を行う方へ「特定社債保証(私募債)」 ⑤ 取引先の倒産、災害、取引金融機関の破綻などにより経営の安定に支障が生じている方へ「セーフティネット保証」「新型コロナウイルス感染症に対応する保証」

お問い合わせ先 東京信用保証協会 五反田支店 電話:03-5447-8250



◀東京信用保証協会ホームページ

品川区中小企業支援サイトをぜひともご利用ください!

「メールマガジン」ご登録のおすすめ

ご登録者に品川区からメールマガジンを配信します。

メールマガジンでは各種助成金のお知らせや講座・セミナー開催のご案内など、品川区や産業団体の産業支援の情報を得られます。

品川区の産業支援策をいち早く知りたい方はぜひご登録ください。



▲メールマガジンサービスサイト

「区内事業者データベース」ご登録のおすすめ

商業・ものづくり課ホームページ「品川区中小企業支援サイト」に区内事業者データベースを掲載しています。

メリット1 中小企業支援サイトを經由した問い合わせや新規取引の機会創出につながります。

メリット2 区に新規取引の発注相談があった場合、区の相談員がご登録されている事業者を優先的にお引き合わせいたします。

メリット3 公的機関のホームページのため、登録事業者を検索した際、検索エンジンで上位に表示されることが多く、インターネット上で登録事業者の情報が見つかりやすくなります。

メリット4 創業したばかりの事業者や、まだホームページを持っていない事業者に自社ホームページの代わりとしてご活用いただくことができます。

注意事項

各事業者のページは品川区が管理するものではありません。すでにご登録されている事業者におかれては、製品情報や代表者交代など変更がある場合は速やかな情報更新をお願いいたします。

お問い合わせ先 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338
<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>

品川区中小企業支援サイト▶



『シルバー派遣事業』を活用しませんか！

高齢者の人材活用であなたの企業を応援します。
品川区シルバー人材センターでは、『シルバー派遣』業務を行っています。これまでの「請負・委任」に加え、お客様からの直接指揮命令の下で事務補助、保育補助、調理補助、軽作業などの就業ができるようになります。多彩な職業経験と能力をもつ高齢者が、貴社の業務をお手伝いします。人員不足等でお悩みでしたら、ぜひお気軽にお問い合わせください。保育補助業務・経理事務補助・軽作業等で現在活躍中です！短期間の仕事等もご相談下さい！請負業務の仕事についても、ご相談下さい！



お受けできる業務

パソコン入力、経理事務、一般事務、調理補助、保育補助、マンション清掃等
※詳しくはホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 (公社)品川区シルバー人材センター 本部
〒140-0001 品川区北品川3-11-16
TEL:03-3450-0711
ホームページ: <https://shinagawa-sjc.com/>



▲品川区
シルバー人材センター
ホームページ

内職を出してみませんか

区内外の事業所の方から内職を募集しております。
家庭でできる簡単な手仕事や組立作業などがありましたら、ぜひご連絡ください。

※急な内職者の紹介要請にはお応えできません。
※作業内容が内職に適しているか、事業所登録の方法など詳細はお電話でお問い合わせください。



お問い合わせ先 商業・ものづくり課就業支援担当
〒140-0001 品川区北品川3-11-16
TEL:03-5498-6352
FAX:03-5498-6338

サポしながわ 「サポしながわ」は、東京都と品川区がバックアップする、概ね55歳以上の求職者のための無料職業紹介・相談窓口です。

高齢者(概ね55歳以上)向けの求人を常時受け付けております。経験豊かな人材や即戦力の人材を紹介します。(登録者数約400名、55～79歳の品川区民)また、数社の企業の参加による「就職面接会」を年数回、中小企業センター等で開催しています。

●「特定求職者雇用開発助成金」

高齢者等の就職困難者をハローワーク・無料職業紹介所等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる**事業主に対して助成**されます。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

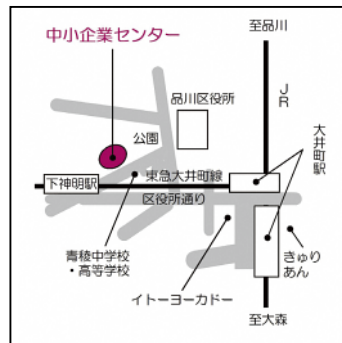
お問い合わせ先

無料職業紹介所サポしながわ

〒141-0033 西品川1-28-3 中小企業センター1階
TEL:03-5498-6357 FAX:03-5498-6358
利用時間:月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時



▲無料職業紹介所
サポしながわホームページ



国の融資制度「マル経融資」のご案内

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづき、無担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)で融資を受けることができる日本政策金融公庫の融資制度です。

融資限度額	2,000万円	利率	1.08%(2023年4月1日現在)
主な融資対象	従業員20人以下の法人・個人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)※アルバイト・役員除く		
用途	事業資金(運転・設備資金)	返済期間	運転7年以内・設備10年以内
区の補助額	支払利子の30%に相当する額で、期間は3年以内(利用には一定の条件がございます)		

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた拡充措置

融資限度額	1,000万円(左記と別枠)
利率	当初3年間0.18% (通常利率から0.9%引き下げ)(2023年4月1日現在)

◆取扱期間についてはお問い合わせください。■審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。■本制度は会員・非会員問わずご利用いただけます。

専門家への無料相談(法律・金融)を開催中。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 東京商工会議所品川支部(区立中小企業センター4階) 電話:03-5498-6211

中小企業の退職金 国の制度がサポートします

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

中退共制度の特色 ※一部対象外あり

- 掛金の一部を国が助成します
- 掛金は全額非課税で、手数料もかかりません
- 外部積立型で管理が簡単です
- 家族従業員やパートタイマーも加入できます
- 人材の定着につながります

お問い合わせ先

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL:03-6907-1234
ホームページ: <https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>